

第 151 期（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は有価証券報告書の訂正報告書を証券取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成 19 年 7 月 5 日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

三井松島産業株式会社

# 目 次

第 151 期 有価証券報告書の訂正報告書	頁
【表紙】 .....	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 .....	2
2 【訂正事項】 .....	2
3 【訂正箇所】 .....	2
第一部 【企業情報】 .....	2
第 4 【提出会社の状況】 .....	2
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 .....	2

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月5日

【事業年度】 第151期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 Mitsui Matsushima Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米 澤 祥 一 郎

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092（771）2171

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務部・経理部担当 岩 崎 均

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092（771）2171

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務部・経理部担当 岩 崎 均

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社  
（東京都中央区日本橋室町二丁目3番16号  
三井ビル6号館）  
三井松島産業株式会社大阪支店  
（大阪市西区靱本町一丁目11番7号 信濃橋三井ビル）  
三井松島産業株式会社横浜支店  
（神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1  
横浜クリエーションスクエア）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
証券会員制法人福岡証券取引所  
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第151期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

###### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、以下の内容を追加いたします。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

- ⑧ 当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。
- ⑨ 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。
- ⑩ 当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。